

別表 1

開示しない部分	開示しない理由
<p>捜査費執行伺のうち 支出金額</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の執行額に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。</p>
<p>支出負担行為兼支出命令 票のうち</p> <hr/> <p>金額欄及び経理状況欄</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の執行額及び執行状況に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。</p>
<p>警部補（同相当職）以下の 職員の氏名及び印影</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されているため。</p>
<p>捜査費現金出納表のうち 表紙及び年間執行額が記 載されている頁以外の頁</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の執行額及び執行状況に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。 条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されているため。</p>
<p>前渡資金証拠書（表紙） のうち 警部補（同相当職）以下の 職員の氏名及び印影</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されているため。</p>
<p>前渡資金精算書のうち 返納金額欄、支払期間欄、 受領額欄、支払額欄及び残 額欄</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の執行額及び執行状況に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。</p>

開示しない部分	開示しない理由
<p>前渡資金支払額内訳書</p>	<p>条例第7条第5号該当 捜査費の月別の執行額、執行件数及び個別の執行に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。</p>
<p>返納（返納命令）票のうち 金額欄並びに警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影</p>	<p>条例第7条第5号該当 捜査費の執行額及び執行状況に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。 条例第7条第3号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されているため。</p>
<p>返納通知書・領収証書のうち 金額欄</p>	<p>条例第7条第5号該当 捜査費の執行額及び執行状況に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。</p>
<p>県費捜査費証拠書のうち 表紙の枚数が記載されている部分及び捜査費総括表の執行額等が記載されている部分並びに個別の執行に関する情報が記載されている部分</p>	<p>条例第7条第5号該当 捜査費の執行額及び執行状況に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。 条例第7条第3号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員等の氏名及び印影等が記録されているため。</p>